

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 21 日 )  
( 第 26 号 )

第  
26  
号  
11  
月  
21  
日



令和4年

# 三重県議会定例会会議録

## 第26号

○令和4年11月21日（月曜日）

### 表彰状・感謝状伝達式

○事務局長（坂三雅人） 会議に先立ちまして、全国都道府県議会議長会自治功労者表彰状並びに総務大臣地方自治功労者感謝状の伝達式を行います。

まず、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました議員に対する表彰状の伝達を行います。

被表彰者氏名

中川正美（在職40年以上、自治功労者）

西場信行（在職40年以上、自治功労者）

〔中川正美議員登壇、前野和美議長より下記表彰状の伝達を受けた一  
拍手起る〕

表 彰 状  
中川正美殿

あなたは三重県議会議員として在職40年以上に及び地方自治の発展  
に努力された功績はまことに顕著であります  
よってここにその功労をたたえ表彰します  
令和4年10月25日

全国都道府県議会議長会

被表彰者氏名

山本教和（在職35年以上、自治功労者）

〔山本教和議員登壇、前野和美議長より下記表彰状の伝達を受けた一  
拍手起こる〕

表 彰 状 山本教和殿
あなたは三重県議会議員として在職35年以上に及び地方自治の発展 に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します 令和4年10月25日
全国都道府県議会議長会

被表彰者氏名

前野和美（在職20年以上、自治功労者）

中森博文（在職20年以上、自治功労者）

館直人（在職20年以上、自治功労者）

青木謙順（在職20年以上、自治功労者）

中嶋年規（在職20年以上、自治功労者）

〔前野和美議員登壇、藤田宜三副議長より下記表彰状の伝達を受けた一  
拍手起こる〕

表 彰 状 前野和美殿
あなたは三重県議会議員として在職20年以上に及び地方自治の発展 に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します 令和4年10月25日
全国都道府県議会議長会

被表彰者氏名

服部富男（在職15年以上、自治功労者）

奥野英介（在職15年以上、自治功労者）  
藤田宜三（在職15年以上、自治功労者）  
杉本熊野（在職15年以上、自治功労者）  
小林正人（在職15年以上、自治功労者）  
津村衛（在職15年以上、自治功労者）  
村林聡（在職15年以上、自治功労者）

〔服部富男議員登壇、前野和美議長より下記表彰状の伝達を受けた—  
拍手起こる〕

<p>表 彰 状 服部富男殿 あなたは三重県議会議員として在職15年以上に及び地方自治の発展に 努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します 令和4年10月25日 全国都道府県議会議長会</p>
--

○事務局長（坂三雅人） 続きまして、総務大臣から地方自治功労者として感謝状を受けられました議員に対する感謝状の伝達を行います。

被表彰者氏名  
山本教和

（在職35年以上、地方自治功労者）

〔山本教和議員登壇、前野和美議長より下記感謝状の伝達を受けた—  
拍手起こる〕

感 謝 状

山 本 教 和 殿

あなたは35年以上の永きにわたり県議会議員として地方自治の振興  
発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であ  
ります

よってここに深く感謝の意を表します

令和4年10月24日

総務大臣 寺 田 稔

○事務局長（坂三雅人） 以上をもちまして、自治功労者表彰状並びに地方自  
治功労者感謝状の伝達式を終わります。

議事日程（第26号）

令和4年11月21日（月）午前10時開議

第1 認定第6号から認定第17号まで

〔委員長報告、討論、採決〕

第2 議提議案第5号

〔提案説明〕

第2 議案第116号から議案第162号まで

〔提案説明〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 認定第6号から認定第17号まで

日程第2 議提議案第5号

日程第3 議案第116号から議案第162号まで

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 47名

1 番

川 口 円

2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
17	番	野口	正
18	番	倉本	崇弘
19	番	山内	道明
20	番	山本	里香
21	番	稲森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稲垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	村林	聡
30	番	小林	正人

31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	日沖	正信
38	番	舟橋	裕幸
39	番	三谷	哲央
40	番	中村	進一
41	番	津田	健児
42	番	中嶋	年規
43	番	青木	謙順
44	番	中森	博文
45	番	前野	和美
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	館	直人
欠席議員	2名		
16	番	田中	祐治
35	番	奥野	英介

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三雅人
書記（事務局次長）	畑中一宝
書記（議事課長）	前川幸則
書記（企画法務課長）	小野明子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹宴



書記（議事課主幹）

櫻井 彰

書記（議事課主任）

長谷川 智史

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	廣田 恵子
副知事	服部 浩
危機管理統括監	日沖 正人
防災対策部長	山本 英樹
戦略企画部長	安井 晃
総務部長	高間 伸夫
医療保健部長	中尾 洋一
子ども・福祉部長	中村 徳久
環境生活部長	中野 敦子
地域連携部長	後田 和也
農林水産部長	更屋 英洋
雇用経済部長	野呂 幸利
県土整備部長	若尾 将徳
最高デジタル責任者	田中 淳一
デジタル社会推進局長	三宅 恒之
医療保健部理事	小倉 康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川 晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田 二一
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	山口 武美
病院事業庁長	長崎 敬之

会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員 警 察 本 部 長	志 田 幸 雄 佐 野 朋 毅
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 紀 平 益 美
人事委員会委員長	降 旗 道 男
選挙管理委員会委員	田 中 利 佳
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

---

午前10時12分開議

## 開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第5号及び議案第116号から議案第162号まで並びに報告第24号から報告第26号までは、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に

より、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、定期監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

### 予算決算常任委員会審査報告書

認定番号	件名
6	令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算
7	令和3年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
8	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
9	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
10	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
11	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
12	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
13	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
14	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

16	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
17	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年11月14日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

### 提出議案件名

- 議案第116号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第117号 令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第119号 令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第120号 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第121号 令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第122号 令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第123号 令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第124号 令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第125号 令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

補正予算（第1号）

- 議案第126号 令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第127号 令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第128号 令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第129号 令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
- 議案第130号 令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第131号 令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第132号 三重県個人情報保護に関する法律施行条例案
- 議案第133号 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する  
条例案
- 議案第134号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
案
- 議案第135号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第136号 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第137号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附  
金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改  
正する条例案
- 議案第138号 当せん金付証券の発売について
- 議案第139号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第140号 工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道  
路改良（橋梁上部工）工事）
- 議案第141号 工事請負契約について（特別支援学校統合寄宿舎建築工事）
- 議案第142号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案後期対  
策工事）
- 議案第143号 工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）道  
路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）
- 議案第144号 財産の取得について
- 議案第145号 一級河川の指定の変更に対する意見について

- 議案第146号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第147号 北勢中央公園の指定管理者の指定について
- 議案第148号 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について
- 議案第149号 大仏山公園の指定管理者の指定について
- 議案第150号 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について
- 議案第151号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について
- 議案第152号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
- 議案第153号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第154号 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第155号 令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第156号 令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第157号 令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
- 議案第158号 令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第159号 令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第160号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第161号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第162号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議提議案第5号 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案
-

議提議案第5号

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

令和4年10月31日

提出者 川 口 円  
小 島 智 子  
倉 本 崇 弘  
山 本 里 香  
稲 森 稔 尚  
服 部 富 男  
今 井 智 広  
津 田 健 児

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十八年三重県条例第八十四号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す  
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務、政治倫理規準等を定めることにより、議会の秩序及び名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(責務)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(責務)</p> <p>第二条 (略)</p>

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が県民及び県政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 (略)  
(政治倫理規準)

第三条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 人権侵害行為（差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和四年三重県条例第二十五号）第二条第三号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。）又は人権侵害行為を行うこと<sup>せん</sup>の煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。

三 その権限を濫用し又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはなら

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 (略)  
(政治倫理規準)

第三条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。



ないこと。

四 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

五 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

六 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

七 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

（審査の請求）

第四条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準（以下この条及び第六条において「政治倫理規準」という。）のいずれかに反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の十二分の一以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

（審査会の設置）

三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

（審査の請求）

第四条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の十二分の一以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

（審査会の設置）

<p>第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、<u>議会運営委員会の議決により</u>、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。</p>	<p>第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、<u>議会運営委員会に諮り</u>、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>6 委員長は、会務を総理し、<u>審査会を代表する。</u></p>	
<p>7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、<u>副委員長がその職務を行う。</u></p>	
<p>（審査会の運営）</p>	<p>（審査会の運営）</p>
<p>第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。</p>
<p>一 <u>審査会は、委員長が招集し、会議を主宰する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。</u></p>	
<p>二・三 （略）</p>	<p>二・二 （略）</p>
<p>四 <u>審査会は、審査の請求をされた議員につき、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し全員協議会における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。</u></p>	<p>三 <u>審査会は、審査の請求をされた議員につき、<u>第三条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を要するものとする。</u></u></p>
<p>五 <u>前二号の定めにかかわらず、審査会は出席委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて全員協議会における陳謝の勧告、</u></p>	

出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告の一又は二以上の勧告を求める審査の結果を答申することができる。

六 審査会は、第四号に定める審査の結果を答申しない場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し当該議員の名誉を回復するために必要と認める措置を講ずるよう求めるものとする。

七～十 (略)

十一 審査会の会議は、これを公開する。ただし、審査会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

十二 (略)

十三 審査会の会議の傍聴については、三重県議会委員会条例(昭和三十一年三重県条例第六十五号)第十九条の規定の例による。

十四 委員長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

四～七 (略)

八 審査会の会議は、原則として非公開とする。

九 (略)

2 審査会は、前項第三号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。

<p>2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。</p> <p>(議長への報告)</p> <p>第七条 委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。</p> <p>(審査の結果の通知及び公表)</p> <p>第八条 議長は、<u>前条の審査の結果</u>(以下「<u>審査結果</u>」という。)の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して<u>審査結果</u>を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、<u>審査結果</u>を公表しなければならない。</p> <p>(意見書の提出及び公表)</p> <p>第九条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、<u>審査結果</u>について、議長に対し意見書を提出することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による<u>意見書の提出があった</u>ときは、<u>審査結果</u>の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。</p> <p>(措置)</p> <p>第十条 議長は、<u>審査結果</u>の報告を受けたときは、<u>勧告その他の審査会が必要と認める措置</u>を講じることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。</p> <p>(議長への報告)</p> <p>第七条 <u>審査会</u>の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。</p> <p>(審査の結果の通知及び公表)</p> <p>第八条 議長は、<u>審査会から審査結果</u>の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して<u>審査の結果</u>を通知し、次条第一項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、<u>審査の結果</u>を公表しなければならない。</p> <p>(意見書の提出及び公表)</p> <p>第九条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、<u>審査の結果</u>について、議長に対し意見書を提出することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定により<u>意見書が提出された</u>ときは、<u>審査の結果</u>の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。</p> <p>(措置)</p> <p>第十条 議長は、<u>審査会から審査結果</u>の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

三重県議会議員の政治倫理に関する検討の結果に鑑み、規定の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 委員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第1、認定第6号から認定第17号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第6号令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算ほか11件の決算につきましては、去る10月27日及び31日に本委員会を、また、11月1日及び2日には各分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、11月14日の本委員会において、認定第7号、認定第8号及び認定第10号から認定第17号までの10件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第6号及び認定第9号の2件については、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

令和3年度一般会計の歳入決算額は、前年度から933億5824万円、10.8%増の9567億628万円、また、歳出決算額は、前年度から963億5085万円、11.7%増の9181億2837万円となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加しました。

令和3年度決算における一般会計の実質収支は200億4355万円の黒字であり、実質単年度収支は、昨年度の赤字から240億236万円の黒字に転じ、2年

ぶりの黒字となっています。

財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、前年度から8.9ポイント減の87.4%となり、国税収入の増に伴う普通交付税の追加配分等があったことから、経常一般財源等総額が大幅に伸びたことで大幅に改善しています。

また、健全化判断比率のうち、実質的な償還費の水準を示す指標である実質公債費比率は、前年度から0.7ポイント減の12.0%であり、将来見込まれる財政負担の割合を示す指標である将来負担比率は、前年度から19.3ポイント減の168.3%となっており、いずれも早期健全化基準で示された基準値を下回っていますが、将来にわたって予断を許さない状況が続いています。

これまでの財政健全化に向けた取組の成果もあり、財政状況の改善が見られたものの、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加等により、義務的経費は今後も高い水準で推移することが見込まれることから、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、10月31日の総括質疑においては、県の財政状況や新型コロナウイルス感染症対策の検証などのほか、子どもの貧困対策、競技力の向上対策、中小企業・小規模企業に対する支援、社会全体におけるDXの推進、みえグリーンボンドの取組状況などについて議論がありました。

県当局におかれては、引き続き、県税収入の確保や多様な財源確保対策の実施等、歳入確保に努めるとともに、歳出面でも喫緊の課題に的確に対応しつつ、事業の選択と集中を進めるなど、持続可能な財政運営基盤の確立に向けた取組を着実に推進されるよう要望いたします。

次に、令和5年度当初予算編成に関しては、10月4日の全員協議会で令和5年度当初予算調整方針等についての調査が行われ、10月26日及び27日に開催された本委員会では当初予算編成に向けての基本的な考え方についての調査を行いました。

また、11月1日及び2日には各分科会において、当初予算編成に向けての基本的な考え方について詳細な審査及び調査が行われました。

県当局におかれては、これら本委員会や各分科会等での議論や意見を踏ま

えた上で、令和5年度当初予算は編成されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

認定第6号令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算及び認定第9号令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に不認定の立場から、幾つかを取り上げて述べて討論をいたします。

昨年度は、その前年度に続き、新型コロナウイルス感染症への対応に追われた1年でした。ほとんどの県民が健康、御商売、生活、子育て、介護、地域活動などで悩みや苦しみにぶつかりながら過ごしました。新型コロナに罹患されお亡くなりになられた方々、今も後遺症に苦しめられている方々に、まず心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、今現在も医療従事者をはじめ、最前線で奮闘されている皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策では、補正予算を重ね、臨時交付金での対応がなされました。しかし、医療関係者や社会福祉施設等からは、懸命に新型コロナ対応を行っているにもかかわらず、その対策支援は不十分だったとの声が上がっていたのも事実です。

県民税収入から見て多少の回復傾向と言われますが、実際は回復傾向にも格差があり、多くの県民にとってはその兆しささえ見えない状況だったと日常の生活相談より感じておりました。

一般会計決算規模が歳入歳出とも過去最大となり、財政調整基金が積み増

しされて381億円、基金合計は1217億円にもなっています。高間総務部長は、地方交付税の追加配分があったことなどで一部にボーナス的な要因があり、かなり改善したとおっしゃいましたが、かなり改善したのは県民の暮らしだったのででしょうか。国も借金でつくっている財源なので問題がないわけではありませんが、お金は幾らためたかではなく、どう使ったかが重要です。

自治体の財政運営は、基本は単年度収支です。もちろん災害などに備えるために一定額の財政調整基金の積立ては必要だと考えています。

さて、医療、介護、保育、福祉などの現場では、クラスターに恐れおのきながら、患者、利用者のためにできる限り業務を続けようと、まさに悲痛な努力を尽くしつつ、自助努力が限界になる中で感染症対策と事業継続のための支援を強く望んでみえました。なかなか十分でない中で、施設によっては、クラスターの発生等で事業を縮小、休止せざるを得ないなど、大きな減収を生じたところも少なくありませんでした。施設と利用者を守るために速やかな財政支援が行き届いたのでしょうか。

蔓延防止には、無症状者を早期に発見、保護することが必要と、PCR検査、抗原検査については、社会的検査や検査キットの配布、薬局等での無料検査が始まるなど、手だてが進んだことはよかったのですが、大きな波が襲っていて、陽性者の家族などの検査もままならないときにこそもっと早く必要でした。

コロナ禍で立ち行かなくなった中小業者、県民は生きていくために、政府推奨の社会福祉協議会が実施した新型コロナ特例貸付を含む生活福祉資金貸付事業35億491万円を頼りにしていました。しかし、三重県は、決定率が全国ワーストファイブに入り、その後改善されてきたとはいえ、問題がありました。

保健所業務では、昨年度、2保健所で所長不在となり兼務が生じていました。今なお、1保健所で兼務となっています。保健師の人員確保とともに大変苦勞されたことでしょう。保健所職員、医療保健部職員も含めて、過重労働は現実のものでした。全庁的な応援体制もあり、やりくりをしていたわけ



ですが、そのような対応には限界があります。抜本的に、専門職含め職員の配置増が必要でした。

新型コロナ対策以外では、デジタル社会推進局、マイナンバー推進関連事業費1574万3525円、いわゆるマイナンバーカードのシステム整備事業と広報費用です。何度も指摘しているように、取得率が低いのは利便性以前の問題です。今の政権に自分の情報を預けることへの不安や恐怖が払拭し切れないからです。カードの取得を押しつけるのではなく、政治の信頼を取り戻すのが先決ではないでしょうか。デジタル技術の発展と普及によって行政などの業務や手続を効率化し、国民生活の利便性を向上させることはとても大切です。しかし、それは、行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行われなければなりません。

さて、次に、リニア中央新幹線関連経費711万円には、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会負担金、啓発費に加えて、リニア中央新幹線県内駅の候補地における特性調査業務委託料199万8920円が含まれています。亀山市調査のリニア中央新幹線駅の候補地エリア及び調査検討資料を総合的に検証する、加えて、リニア中央新幹線駅設置による効果を高めるための様々なアイデアを提案となっておりました。11月になってその概要が示されました。果たして求めていたことが研究されているのでしょうか。推進派の方であっても疑問のあるところでしょう。

人権センター管理運営費4336万円、在り方の抜本的な改革が必要です。

社会福祉法人監査指導費170万3793円についても、丁寧な対応と指導のための人員を増やすことが必要です。

消防行政指導事業費1262万円については、御苦勞いただいている消防団の皆さんへの支援や活性化のためのものです。大切なものだと思います。長年かけて報酬、出勤費の団員個人への支給を確立してきました。しかし、現実の運用では、預金通帳やカードを団で預かり管理しているところがあります。説明のないところもあります。決算額は、それ自体の費用ではありませんが支援指導費であります。団員の確保も重要と取り組まれている中、団

内外で課題となっていて苦労してきたことです。担当に伺っても実態について詳しく確認ができません。

全国学力・学習状況調査対策のみえスタディ・チェックについても、教師負担が問題となっており、さらに、学校休業で授業時間確保も難しいとされていた中での実施はやめるべきでした。現場の教師の自主的で豊かな教育実践を応援することで、子どもの育ちを助け、学力を伸ばし、人間的なつながりの中で自己肯定感を養うことができる学校現場であることを望みます。

教師を含む県職員の雇用と給与について述べます。保健所、医療、教育現場をはじめ、全ての職員の奮闘に報いることの大切さです。厳しい人事体制の下で新型コロナ感染や頻発する自然災害への対応、困窮する県民、事業者への対応など、県民の命と暮らしを守るために奮闘する職員を大切にすることなしにはよい県民サービスはできません。人員配置と給与は重要です。そして、忙殺させないことは大事です。そのことは民間事業者にも波及して、コロナ禍によって冷え込んでいる三重県経済を上向きにする手だてでもあります。県民の消費を温める実のある実践です。会計年度任用職員の待遇改善も等しく大切と述べておきます。

また、認定第9号の国民健康保険事業特別会計では、市町において新型コロナによる減免が引き続き行われましたが、前年比収入3割減が前提条件となるため、次第に軽減を受けられない状況が広がりました。昨年度は、コロナ禍のため、市町による国民健康保険料の値上げは抑えられた向きもありますが、それでも1市1町が値上げをしています。どちらも県が乗り出した2018年以降、再度の値上げとなっています。制度改正の2018年度以降の値上げは22自治体に上りました。基本的に高過ぎる保険料の改善のための手だては一部取れておりますけれども、対策はもっと必要でした。

実質収支額は44億4343万円の黒字になって現年度へ繰り越し、基金積立ては、一昨年度の2倍の48億5785万円の積み増しをしており、基金残高が120億8063万円になっています。命も金次第の実態改善が必要です。

以上、認定2議案の反対討論として、議員の皆さんの賛同をお願いいたし

ます。

これにて反対討論を終わります。

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、認定第7号、認定第8号及び認定第10号から認定第17号までの10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第6号及び認定第9号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

## 議 提 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第2、議提議案第5号三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。13番 小島智子議員。

〔13番 小島智子議員登壇〕

○13番（小島智子） ただいま議題となりました三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

平成18年12月に制定された本条例について、昨年5月の代表者会議において条例の運用に向けての規定の検討を議会改革推進会議で行うこととされ、全ての会派の議員を構成員とする三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議において15回の会議を重ねてまいりました。その検討結果に鑑み、規定の整備を行うものであります。

主な改正内容として、3点を挙げて御説明いたします。

まず、1点目ですが、政治倫理基準として、新たに人権侵害行為に関する規定を追加しております。この人権侵害行為の定義については、本年5月に議員提出条例として可決制定された差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の規定から引用した内容としております。

次に、2点目として、三重県議会議員政治倫理審査会による勧告について、新たに「全員協議会における陳謝」及び「出席若しくは参加の自粛」を規定しております。

次に、3点目として、現行では原則として非公開とされている政治倫理審査会を公開するとしております。

以上3点が主な改正内容となりますが、今回の改正案の中で法制執務上の観点からの修正等も併せて行っております。

なお、施行期日については、公布の日から施行することとしております。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第3、議案第116号から議案第162号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和4年定例会11月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考えを申し述べます。

はじめに、安全保障環境の変化と国民保護について申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻がさらに長期化する懸念がある中、我が国を取り巻く安全保障環境にも変化が生じております。

中国では先月、習近平国家主席が2期10年の慣例を破って3期目を迎え、自身に関係の深い人物で固めた新体制が発足しました。中国共産党の規約に台湾独立に断固として反対し抑え込むとの表現が盛り込まれており、今後、台湾情勢に一層注意を払っていく必要があると考えています。

また、北朝鮮は極めて高い頻度でミサイルを発射していることから、国民保護法に基づく避難施設の指定を一層進めるとともに、ミサイルを想定した住民避難訓練の実施に向けて、国や市町、関係機関との調整を進めます。

次に、経済情勢について申し上げます。

国際的に原材料価格が高騰する中、我が国においては、円安の進行と相まって物価の上昇が続いています。特に電気料金や食料品等の日常生活に不可欠な品目が値上がりしており、家計や価格転嫁の困難な事業者を中心に影響が広がっています。

このため県では、物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等への支援を行うとともに、中小企業や農業者・漁業者、医療機関や介護事業者、さらには交通事業者等を対象に継続的に支援策を講じてきたところです。

しかしながら、ウクライナ侵攻の長期化等を背景に、来年春には電気料金のさらなる値上げが予定されており、国民生活や事業活動への深刻な影響が懸念されています。このため、国は10月28日に電気料金などの激変緩和策などを柱とする事業規模71.6兆円の新たな総合経済対策を取りまとめたところ

であり、県では今後、国の対策と連動した支援策について検討を進めていきます。

次に、来年6月16日から18日に開催されるG7三重・伊勢志摩交通大臣会合について申し上げます。

去る9月16日、本会合の志摩市での開催が政府から発表されました。複数の候補地がある中で本県が選ばれた要因は、G7伊勢志摩サミットを無事にやり遂げた実績はもとより、関係者が一丸となった誘致活動を通じて三重県での開催に向けた熱意を伝えられたことと考えています。県議会議員の皆様をはじめ、御協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

本会合を県内で開催することは、三重県の主要な産業でもあり、日本が世界に誇る自動車産業の先進的な取組などをG7各国に提出することになるとともに、歴史や文化、食、自然などの多様な三重の魅力を広く国内外に発信する絶好の機会であり、観光需要の拡大や地域の活性化につながるものと期待しているところです。

開催の決定を受け、10月10日には斉藤国土交通大臣が会場候補地や観光施設を視察され、美しい自然に囲まれ、安全・安心な場所で膝を交えて開催するにふさわしいと高く評価されました。

さらに10月20日に、全ての県議会議員の皆様をはじめ各分野から多くの関係者の参画を得て、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会を設立し、官民一体の推進体制を整えたところです。

今後、会合の成功に向けて、本協議会を中心に、機運醸成やおもてなしの準備、若い世代を対象とした国際交流の促進など、様々な取組を進めていきます。

次に、リニア中央新幹線について申し上げます。

リニア中央新幹線を含む高速交通ネットワークで結ばれる地域は我が国全体の成長・発展を牽引することが期待されており、駅が設置される三重県は日本の成長の corrido の一部をなすことが想定されます。このことから、県としても、名古屋―大阪間の早期着工・開業に向けて積極的に取組を進める

必要があります。

こうした中、9月6日の三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会において、一日も早い全線開業の実現を求めること等が決議されたことを受け、10月11日に荒井奈良県知事と共に首相官邸で岸田総理大臣に県の取組を説明し、国の積極的な支援について要望しました。

また、今月4日に開催したリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の決議を踏まえ、18日にはJR東海に対し、県内駅の三つの候補地について広域的に評価・検討した結果を基に、県期成同盟会として説明を行ったところです。

リニア中央新幹線の建設促進に向けた取組は、これまでの検討の段階から行動の段階に移ったと考えています。今後、早期に名古屋以西の環境影響評価が着手され、ルート及び駅位置が確定されるよう、県内市町や経済団体等との連携を強化し、JR東海との協議を前進させていきます。

また、リニア開業が三重県全体の発展につながり、県民の皆様がメリットを享受できるよう、目指すべき将来像について検討を進めていきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

今年の夏に感染のピークを迎えた第7波に対して、県では、三重県から国に提案し採用された制度であるBA・5対策強化宣言を早期に発出するなど、社会経済活動と感染拡大防止対策の両立を図ることを重視し、対策を講じてきました。また、医療提供体制を維持するため、リスクの低い有症状者を対象に検査キット配布・陽性者登録センターの運用を行うなど、医療機関や保健所の負荷軽減に努めています。さらに、リスクの低い方に向けた必要な支援を継続するため、県独自システムによる患者情報の把握を行っているところです。

一方、感染者数の推移を見ると本県では10月27日から第8波に入っていると認識しており、引き続き、昨年10月18日に策定したみえコロナガードに基づき取組を進めていきます。

ワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い世

代の方々に積極的な接種を呼びかけるとともに、県営集団接種会場の設置・運営などを進めていきます。

第7波でクラスターが増加した高齢者施設等に対しては、先手先手の対応が必要と考えており、11月11日から大規模な集団感染につながるリスクがある施設を集中的に訪問し、社会的検査の実施要請等を行っています。今後、相談窓口や感染制御を支援するチームの派遣などを通じて、支援体制の一層の充実・強化を図っていきます。

また、感染状況等に応じて、可能な限り行動制限を伴わない効果的な協力要請を県民の皆さんに行うこととしています。オミクロン株が主流である間は、病床使用率50%を目安に今般国が示した対策強化宣言を発出するとともに、医療が一層逼迫するおそれがある場合には医療非常事態宣言の発出についても検討していきます。仮にウイルスが強毒化した場合には、早期に追加の病床確保を医療機関に依頼し、まん延防止等重点措置等の適用も視野に入れながら対応していきます。

今年の冬は、季節性インフルエンザとの同時流行にも備える必要があります。重症化リスクの高い方に適切な医療を提供できるよう、11月14日の三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会における医療関係者等の御意見も踏まえ、医師会等の協力を得て、対応する医療機関数の増加や対応時間の拡大に取り組むとともに、重症化リスクが低い方が自分で検査を行うことが可能な体制を充実するなど、医療提供体制を強化していきます。

次に、県民の命を守る防災・減災対策について申し上げます。

10月23日に尾鷲市等において、南海トラフ地震発生を想定した総合防災訓練を国や市町、関係機関等と連携して実施しました。

今回の訓練では、災害現場を想定した模擬家屋からの救助活動や、海上保安庁のヘリコプターによる漂流者つり上げ救助、海上自衛隊等の艦艇による物資輸送など、より実践的な対応力の向上に力点を置いて取り組んだところです。

実際に災害が発生した際には、自衛隊、海上保安庁、警察、消防等の救助



機関が連携して人命救助に当たる必要があることから、日頃は別々に活動しているこれらの機関が一体となり、訓練を通じて信頼関係を構築できたことは大きな成果と受け止めています。

訓練は実施するだけでなく、その後の検証が重要と考えており、9月に行った総合図上訓練等の結果と合わせ、振り返りを行うとともに、大規模地震等の発災後の対策に関する手順について年内を目途に検証を進め、県の災害対応力向上につなげていきます。

次に、里親委託の推進について申し上げます。

県では、保護者の病気や養育困難、虐待等の様々な事情で親と一緒に暮らせない子どもたちが、家庭により近い環境で養育されるよう、里親制度に基づく取組を推進しているところです。

具体的には、県内各市の説明会や出前講座、10月23日に開催したシンポジウムなどによる普及啓発に努めており、里親の登録世帯数や委託率は着実に増加しています。

また、里親の登録者がいない、あるいは少ない地域を中心に登録者の確保に努めるとともに、里親を対象とした研修や委託後のフォロー体制の充実も図っているところです。

今後、三重県社会的養育推進計画に基づき、子どもが親と離れて暮らす主な要因の一つである児童虐待の未然防止・早期発見に注力するとともに、里親の取組を量の拡大と質の向上の両面から一層強化していきます。

次に、観光の振興について申し上げます。

10月7日から9日にかけて、F1日本グランプリが3年ぶりに鈴鹿市で開催され、延べ20万人の方が来場されました。新型コロナの影響が続く中での開催でしたが、モータースポーツの聖地に再びにぎわいが戻ったことは何よりであると感じています。

同月11日からは、全国の皆様を対象とした新たな旅行割引「おいでよ！みえ旅キャンペーン」をスタートしました。開始後1か月余りで約100万人の予約があり、本年4月から約半年間実施した県民割の1.4倍となるなど、利

用状況は順調に推移しています。事業者からは、地域応援クーポンの利用者も増加し、経済効果を感じている等の声が寄せられています。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に留意しながら、キャンペーンの円滑な実施に努めるとともに、県内事業者と連携してインバウンドの誘致にも積極的に取り組んでいきます。

一方、観光スタイルの中心が団体旅行から個人旅行へと移行する中で、夜間のタクシー不足により飲食店からホテルや旅館への移動が困難となる事例があるなど、観光地における二次交通の不足が課題となっています。

このため、今月7日に開催された全国知事会議の閣僚懇談会において、タクシー会社による自家用有償運送の実施などの新たな仕組みについて検討することなどを要望したところであり、県としても解決に向けた議論を関係者と進めていきます。

次に、デジタル社会の実現に向けた取組について申し上げます。

デジタル技術が急速に進展する中、県ではこれまで、デジタルトランスフォーメーションを推進する機運の醸成や人材の育成等に取り組んできました。デジタル社会の形成は一朝一夕にできるものではありませんが、教育や産業などの様々な分野でデジタル技術の導入が進むなど、その土台は着実にできつつあります。

今後、こうした取組をさらに加速させるため、県ではデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画の策定を進めているところです。

引き続き、情報セキュリティの確保を前提としつつ、国や市町、関係団体等と連携を図りながら取組を推進していきます。

次に、カーボンニュートラルについて申し上げます。

昨日までエジプトで開かれたCOP27では、気候変動による損失と被害に対する資金支援の在り方が主要議題となり、先進国と支援を求める途上国との間で厳しい交渉が続けられました。世界各地で海面上昇や洪水、干ばつなどによる影響が深刻化しており、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組は待ったなしの状況となっています。

県としても、こうした危機的な状況に対応し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組を加速するため、三重県地球温暖化対策総合計画を年度内に改定する予定です。計画では、再生可能エネルギーの導入促進に係る新たな取組を盛り込むほか、昨年度に国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、意欲的な目標値を設定する方向で検討を進めています。

また、カーボンニュートラル実現に向けた取組を県内の産業や経済の発展につなげることが重要であり、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進しているところです。

具体的には、EV化等への対応が求められている自動車関連産業における部品供給網の現状把握をはじめ、洋上風力発電事業に係る情報収集などを行っています。また、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて、今月11日に開催された県、市、事業者等で構成する検討委員会において、コンビナートの将来像の案が示されるなど、検討が進んでいます。

このプロジェクトは分野横断的な取組であり、全庁を挙げて総合的に推進していくための推進方針の検討を進めていくとともに、市町や事業者等との連携を図りながら取組を着実に推進していきます。

次に、教育政策の推進について申し上げます。

社会の変化が進む中、これからの時代を生きる子どもたちには、自分の長所や可能性を認識して、多様な人と協働しながら、自分らしく豊かに生きていく力や、持続可能な社会の担い手となる力を育てていくことが大切です。

そのためには、子どもたちの自己肯定感を高める取組や、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の一體的な育成、自ら学び続ける姿勢を身につける教育などが重要です。

また、全ての子どもが安心して学べる環境を整えていくことが大切です。

いじめ問題の克服に向けて、いじめをしない、させない心や社会性を育成するとともに、早期発見や早期対応、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいきます。

さらに、義務教育の学び直しを行うための夜間中学を県立で設置、運営す

ることとし、令和7年度の開校を目指して必要な準備を進めていきます。

これらの取組をはじめ、みえ元気プランに掲げた施策を一層実効性のあるものにするため、現在、総合教育会議において新たな三重県教育施策大綱の策定に向けた議論を進めており、今後、有識者の御意見もお聴きし、さらに検討を深めていきます。

次に、文化の振興について申し上げます。

今月1日、ユネスコの評価機関が、伊賀市の勝手神社の神事踊を含む全国各地で伝承されてきた風流踊について、無形文化遺産への登録を勧告しました。地域の皆様の保存・継承に向けた御努力が勧告につながったものと考えており、今後正式に登録されることを期待しています。

こうした地域の文化は、先人から受け継いだ地域の貴重な財産ですが、少子化や若者の流出などにより担い手が減少し、コロナ禍で活動が停滞するなど厳しい状況に置かれています。

こうした課題に対応するため、県では文化振興条例の制定に向けて検討を進めているところです。今後、地域において文化の継承・発展に資する取組が活性化し、県民の皆様が文化に触れ親しむ機会が充実するよう、文化振興の取組を積極的に推進していきます。

次に、スポーツの推進について申し上げます。

栃木県において、国民体育大会が3年ぶりに、全国障害者スポーツ大会が4年ぶりにそれぞれ開催されました。

本県からは、国体には488名の、障がい者のスポーツ大会には過去最多となる117名の選手団の皆さんが参加しました。私自身、応援のために2回にわたり会場を訪問し、力いっぱい競技を行う選手の姿に感動を覚えました。スポーツの世界に勝ち負けはつきものですが、勝敗にかかわらず、全ての選手の頑張りに心から敬意を表したいと思います。

スポーツには、地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などの様々な力があります。引き続き、スポーツをする、みる、支える機会の充実や、障がい者スポーツの裾野拡大に向けた取組などを総合的に推進していきます。

次に、人口減少対策について申し上げます。

人口減少対策については、自然減対策と社会減対策の両面から具体的な取組の検討を進めているところです。

自然減対策については、少子化の大きな要因の一つと考えられている未婚化・晩婚化への対応として、結婚を望まれる方の希望がかなうよう、みえ出逢いサポートセンターの機能強化や、企業等における結婚支援の取組の促進を図っていきます。あわせて、妊娠前の健康管理に関する調査研究や、妊産婦が安心して過ごせる環境整備など、ライフステージごとにきめ細かい対策を進めていきます。

社会減対策については、県内への移住実績が多い関西圏・中京圏の方に対する情報発信の強化など、移住のさらなる促進に取り組んでいきます。また、進学や就職のタイミングでの若者の県外流出が多いことを踏まえ、就職支援協定を締結した県外大学等と連携し、Uターン就職支援の強化を図るとともに、県外に在住する女性を対象とした県内就職に関する情報発信等に取り組んでいきます。

加えて、人口減少が著しい南部地域において、地域の様々な主体と連携して定住の促進や広域的な情報発信等に取り組むコーディネーターを配置し、対策を強化していきます。

引き続き、人口減少対策推進方針の策定に向けて具体的な取組の検討を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じていきます。

最後に、組織の改正について申し上げます。

県行政の基盤となる組織が政策を効果的に展開していくためには、県民のために働く組織で、職員が働きやすく、達成感を持って仕事ができる組織であることが重要と考えています。

特に、令和5年度は、強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの本格的なスタートの年であることから、こうした考え方を踏まえ、本庁部局の編成を見直すこととします。

部局編成の見直し案の詳細については、今定例月会議において説明します。

引き続き、上程されました補正予算23件、条例案9件、その他議案15件合わせて47件の議案について、その概要を説明します。

議案第116号から第131号までの補正予算は、県税収入や繰越金等の歳入の増加に伴う財政調整基金の取崩しの減額のほか、国の直轄事業等の内示額に応じた公共事業費の増額をはじめ、県有施設の光熱水費の増額など年度内に必要な対応と、年度内の執行見込みを踏まえた事業費の減額について、それぞれ補正を行うものです。

各会計の補正額は、一般会計で64億5492万4000円を増額、特別会計で88億8644万7000円を増額、企業会計で7億833万6000円を減額するものです。

また、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、県税については、法人事業税、法人県民税、地方消費税が増収となる見込みから、120億100万円を増額しています。

地方消費税清算金については9億8100万円、地方交付税については6億4102万1000円をそれぞれ減額しています。

国庫支出金については、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金で34億9640万6000円を減額する一方、社会資本整備総合交付金で6億1632万3000円を増額するなど、合わせて24億4696万9000円を減額しています。

繰入金については、財政調整基金等で120億4770万4000円を減額しています。

繰越金については、令和3年度決算に伴い100億1355万4000円を計上しています。

県債については、公共事業等債で29億600万円、臨時財政対策債で16億8200万円をそれぞれ増額する一方、行政改革推進債で56億9100万円を減額するなど、合わせて11億5500万円を減額しています。

歳出のうち主なものとして、東海環状自動車道の整備など、直轄事業における国の内示額の増加等に対応するため、公共事業費について39億325万6000円を増額しています。

本県における地方消費税の増収に伴い、他の都道府県に支払う地方消費税

清算金について21億6154万1000円を増額しています。

職員の新陳代謝に伴い給与費全般を減額する一方、時間外勤務手当等について実績見込みを踏まえて増額するため、合わせて14億7075万9000円を増額しています。

エネルギー価格の高騰に伴い、県有施設に係る光熱水費の増加に対応するため、11億7938万4000円を増額しています。

令和5年度から9年度までの三重テラスの運営について、物販、飲食に加えて観光案内、イベント・交流の機能を複数年にわたり外部委託するため、1億5773万8000円の債務負担行為を設定しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計のうち主なものとして、県債管理特別会計では、利子償還金の減額などにより3億4641万円を減額、国民健康保険事業特別会計では、市町に対する保険給付費等交付金の増額などにより、84億4260万1000円を増額しています。

企業会計では、水道事業会計で3億5604万1000円、工業用水道事業会計で1億431万1000円、電気事業会計で436万3000円、流域下水道事業会計で2億9659万円をそれぞれ減額し、病院事業会計で5296万9000円を増額しています。

次に、議案第153号から第159号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費についてそれぞれ補正を行うもので、一般会計で11億8115万4000円、特別会計で823万1000円、企業会計で2587万7000円をそれぞれ増額するものです。

また、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、繰入金について、財政調整基金で10億3819万2000円を増額しています。

歳出では、人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、人件費で11億7156万6000円を増額するなど、合わせて11億8115万4000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計では、子ども心身発達医療センター事業特別会計で823万1000円、

企業会計では、水道事業会計で519万5000円、工業用水道事業会計で394万9000円、電気事業会計で74万6000円、病院事業会計で1507万3000円、流域下水道事業会計で91万4000円をそれぞれ増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案等の諸議案について説明いたします。

個人情報保護に関する法律の一部改正等に鑑み、議案第132号は同法の施行に関し必要な事項を定めるもので、議案第133号は定義の規定等を整備するものです。

議案第134号は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第135号は、旅券法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

議案第136号は、自然公園法の一部改正の趣旨に鑑み、三重県立自然公園を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進のための措置等について定めるものです。

議案第137号は、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称を変更するものです。

議案第160号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第161号及び第162号は、人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

議案第138号は、宝くじを発売することについて、令和5年度の発売総額など必要な事項を定めるものです。

議案第139号は、県の行う建設事業の経費の一部について、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第140号から第143号までは、工事請負契約の締結または変更をしようとするものです。

議案第144号は、財産を取得しようとするものです。



議案第145号は、河川法の規定に基づき、一級河川の指定を変更することについて、同意しようとするものです。

議案第146号は、損害賠償の額を決定し、和解をしようとするものです。

議案第147号から第151号までは、公の施設の指定管理者を指定しようとするものです。

議案第152号は、公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議をしようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第24号及び第25号は、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第26号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき、報告するものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明22日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明22日から24日までは休会とすることに決定いたしました。

11月25日は定刻より議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時4分散会